

平成 29 年 6 月 9 日（金）
内閣府民間資金等活用事業推進室

PPP／PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）について

6 月 9 日（金）、内閣総理大臣を会長とする PFI 推進会議において、「PPP／PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」を決定しました。

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資する PPP／PFI が有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となって PPP／PFI を更に推進していくことが必要です。

このような観点から「PPP／PFI 推進アクションプラン」を見直しました。

<改定のポイント>

（１）推進のための施策として、新たに「公的不動産における官民連携の推進」を明記

- 低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の価値や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出

（２）具体的施策をブラッシュアップ（優先的検討の更なる推進等）

- 平成 28 年度のフォローアップを行い、具体的施策をブラッシュアップ
- 特に優先的検討については、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施

（３）空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の重点分野に、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設を追加

- 現行：空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅
- 追加：クルーズ船向け旅客ターミナル施設（3 件）（平成 29～31 年度）
MICE 施設（6 件）（平成 29～31 年度）

詳細につきましては、以下の URL をご確認ください。

※掲載先 URL：http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index.html

<本件問合せ先>

内閣府 民間資金等活用事業(PFI)推進室
野村、菅、杉本
電話：03-6257-1654（直通）